

令和8年度 県による住宅建設等への支援制度調査票

| 福島県 | 部   | 課     | 係等     | 担当課<br>(連絡先) | 支援制度名                  | ホームページURL   | 支援区分    | 支援方法 | 支援内容   | 対象要件   |
|-----|-----|-------|--------|--------------|------------------------|---|---------|------|--|--|
| 福島県 | 土木部 | 建築指導課 | 民間建築担当 | 024-521-7528 | ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業 | <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/point.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/point.html</a>   | 住宅新築・取得 | 補助金  | <p>『県から申請者へ補助（ポイント交付）します』</p> <p>○1棟あたりの木材使用量に応じ、県産品等と交換可能なポイント（20万～50万ポイント。1ポイントは1円相当）を交付する。<br/>                     4m3以上、10m3未満：20万ポイント<br/>                     10m3以上、15m3未満：30万ポイント<br/>                     15m3以上、20m3未満：40万ポイント<br/>                     20m3以上：50万ポイント</p> <p>○上記に加え、森林認証材を一定量使用している場合、1棟あたり10万ポイントを加算する。</p>   | <p>【対象者】</p> <p>○対象住宅に居住する者</p> <p>【対象住宅】</p> <p>○柱・梁・土台等に所定量の県産材を使用している木造住宅<br/>                     ・県内に主たる営業所がある業者が施工しているもの<br/>                     ・事業実施年度内に完成したもの</p> <p>【対象工事等】</p> <p>○新築・増改築・新築住宅の購入</p>  |
| 福島県 | 土木部 | 建築指導課 | 民間建築担当 | 024-521-7528 | 来て ふくしま住宅取得支援事業        | <a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/kitefukushima.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/kitefukushima.html</a>                           | 住宅新築・取得 | 補助金  | <p>『県は実施市町村へ補助を行い、実施市町村が申請者へ補助します』</p> <p>○県から実施市町村への補助額は以下のとおり<br/>                     ・補助基本額：実施市町村の補助額と同額（上限80万円）<br/>                     ・地域活性化要件加算額：要件毎に10万円（4要件、ただし30万円を上限とする）</p> <p>※上記の額と市町村事業補助額との合算が県外移住者への補助額（ただし、住宅取得に係る経費の1/2以内）</p>  | <p>【対象者】</p> <p>○以下の対象者に補助する制度を有する市町村<br/>                     ・対象住宅を自ら居住するために取得した県外移住者<br/>                     ・対象住宅に3年間以上定住する者</p> <p>【対象経費】</p> <p>○住宅の取得</p>  |
| 福島県 | 土木部 | 建築指導課 | 民間建築担当 | 024-521-7528 | 福島県空き家対策総合支援事業         | <a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/sundefukushima.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/sundefukushima.html</a>                         | 空き家     | 補助金  | <p>『県は実施市町村へ補助を行い、実施市町村が申請者へ補助します』</p> <p>○県の補助額は、実施市町村が補助する額の1/2以内<br/>                     ※実施市町村が補助する額は、実施市町村の要綱等による</p> <p>○改修<br/>                     ・基礎額<br/>                     改修費：県補助 最大90万円<br/>                     清掃費：県補助 最大18万円<br/>                     ・加算額：県補助 10万円/件（最大3件、30万円/戸）</p> <p>○除却<br/>                     建替有：県補助 最大48万円<br/>                     建替無：県補助 最大10万円</p> <p>○調査：県補助 最大2万円</p> | <p>【対象者】</p> <p>移住・二地域居住者、新婚・子育て世帯、被災・避難者、既空き家居住者</p> <p>【対象戸建住宅】</p> <p>居住その他の使用がなされていないもの</p> <p>【対象工事等】</p> <p>空き家の改修・清掃、除却、状況調査</p>  |
| 福島県 | 土木部 | 建築指導課 | 民間建築担当 | 024-521-7529 | 福島県木造住宅等耐震化支援事業        | <a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/mokuzoutaisinkasiennjigyou.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/mokuzoutaisinkasiennjigyou.html</a> | 耐震化     | 補助金  | <p>『県は実施市町村へ補助を行い、実施市町村が申請者へ補助します』</p> <p>○県の補助額は、実施市町村が補助する額の1/4以内<br/>                     ※実施市町村が補助する額は、実施市町村の要綱等による</p> <p>○木造住宅の耐震診断：5.85万円/戸</p> <p>○木造住宅の耐震改修<br/>                     ・一般改修、建替：最大28.7万円（多雪地域は最大35万円）<br/>                     ・簡易、部分改修：最大17.2万円（多雪地域は最大21万円）</p> <p>○耐震改修に伴うリフォーム工事：最大10万円</p> <p>○耐震改修に伴う引越：最大3万円</p> <p>○ブロック塀等の耐震化工事：3.125万円/件</p>  | <p>【対象者】</p> <p>・木造住宅：所有者、賃借者、購入予定者<br/>                     ・ブロック塀等：所有者等又は管理者</p> <p>【対象住宅等】</p> <p>・旧耐震基準（S56年5月以前）の木造住宅<br/>                     ・旧耐震基準（S56年5月以前）のブロック塀及び組積造の塀</p> <p>【対象工事等】</p> <p>○木造住宅の耐震診断<br/>                     ○木造住宅の耐震改修及び建替<br/>                     ・上部構造評点を1.0以上とする「一般改修」<br/>                     ・上部構造評点を0.7以上とする「簡易改修」<br/>                     ・特定の部屋のみを補修する「部分改修」<br/>                     ○耐震改修に伴うリフォーム工事<br/>                     ・耐震改修と併せて行う床・壁の貼替えや設備等の交換等のリフォーム工事<br/>                     ○引越<br/>                     ・耐震改修を行うために仮住まい先への引越（往復分）<br/>                     ○ブロック塀等の耐震改修及び除却工事</p> |

※詳細については、各窓口にお問い合わせください。（一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。）

| 福島県 | 部     | 課       | 係等          | 担当課<br>(連絡先) | 支援制度名                      | ホームページURL   | 支援区分    | 支援方法 | 支援内容  | 対象要件  |
|-----|-------|---------|-------------|--------------|----------------------------|---|---------|------|---|---|
| 福島県 | 土木部   | 建築指導課   | 民間建築担当      | 024-521-7529 | 福島県多世代同居・近居推進事業            | https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/tasedaidoukyokin/kyo.html | 住宅新築・取得 | 補助金  | 『県から申請者へ補助します』<br>○基本補助額<br>住宅取得等に係る経費の1/2または30万円のいずれか低い額<br>○県外移住加算額 10万円/申請   | 【対象者】<br>・対象住宅の所有者（3年以上の定住が必要）<br>【対象住宅】<br>・新たに多世代同居・近居をするための住宅<br>【対象工事等】<br>・住宅の取得、増改築、改修費用  |
| 福島県 | 生活環境部 | 水・大気環境課 |             | 024-521-7258 | 高度処理浄化槽整備促進事業              | http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/inawashiro.html            | 環境対策    | 補助金  | 猪苗代湖・裏磐梯湖沼流域における窒素りん除去型浄化槽の整備促進を図るため、同浄化槽の設置に要する費用の一部を補助する  | 猪苗代湖、裏磐梯湖沼流域の実施要綱で定める地域において窒素りん除去型浄化槽の整備を行う方  |
| 福島県 | 生活環境部 | 一般廃棄物課  |             | 024-521-7249 | 福島県浄化槽整備事業                 | http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045a/www-ippanhaiki27.html      | 環境対策    | 補助金  | ①浄化槽設置費補助 交付要綱で定める基準額と対象経費実支出額を比較し、少ない方の額に補助率（通常は3分の1）を乗じた額<br>②撤去費補助 交付要綱で定める基準額と対象経費実支出額を比較し、少ない方の額<br>③宅内配管工事費補助 交付要綱で定める基準額と対象経費実支出額を比較し、少ない方の額に補助率（通常は3分の1）を乗じた額                   | 単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換及び災害で被災した合併処理浄化槽の入れ替えを行う者に対して、市町村がその設置等に要する費用を助成する場合、その助成費用の一部を市町村に対し補助する。   |
| 福島県 | 企画調整部 | エネルギー課  | 再生可能エネルギー担当 | 024-521-8417 | 福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助事業     |   | 省エネルギー化 | 補助金  | 一般家庭における再エネ設備導入を支援するため、太陽光パネル・蓄電池・V2H（充放電設備）の設置等にかかる初期投資費用の軽減を図る。<br>【補助額】<br>・太陽光4万円/kW（上限4kW分まで）<br>※固定価格買取制度（FIT）併用可能<br>・蓄電池4万円/kWh（上限5kWh分まで）<br>・V2H 定額10万円<br>※固定価格買取制度（FIT）併用不可 | ○太陽光発電システム<br>太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであること。<br>○蓄電池システム<br>太陽光発電システムを設置しており、当該システムは固定価格買取制度に基づく電力供給契約を締結していないものであること。<br>補助対象期間内に国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録をされているものであること。<br>○V2Hシステム<br>補助対象期間内に国の補助事業の補助対象設備にV2Hシステムとして、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録をされているものであること。<br>太陽光発電システムを設置しており、当該システムは固定価格買取制度に基づく電力供給契約を締結していないものであること。<br>※上記は令和7年度の要件であり、詳細は令和8年度の取扱要領等をご確認ください。（5月頃公募開始見込） |
| 福島県 | 企画調整部 | エネルギー課  | 再生可能エネルギー担当 | 024-521-8417 | 福島県自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業補助金 |   | 省エネルギー化 | 補助金  | カーボンニュートラルの実現に向け、自家消費を主とした住宅用太陽光発電設備の導入費用の一部を支援する。<br>【補助額】<br>・7万円/kW（上限6kW分まで）<br>※固定価格買取制度（FIT）併用不可  | ・太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであること。<br>・太陽光発電システムにより発電した電気の内、30%以上を住居で消費すること。<br>・月別の発電量及び売電量を表示できる設備を導入すること。<br>・太陽電池モジュール及びパワーコンディショナは未使用であること。<br>・補助対象設備の所有者は交付申請者であり、交付申請者が居住する住所において自家消費が行われていること。<br>※上記は令和7年度の要件であり、詳細は令和8年度の取扱要領等をご確認ください。（5月頃公募開始見込）   |

| 福島県              | 部                | 課            | 係等            | 担当課<br>(連絡先)               | 支援制度名                | ホームページURL   | 支援区分    | 支援方法 | 支援内容  | 対象要件  |
|------------------|------------------|--------------|---------------|----------------------------|----------------------|---|---------|------|---|---|
| 福島県              | 企画調整部<br>避難地域復興局 | 避難者生活<br>支援課 | 生活再建支<br>援担当  | 024-521-2832               | 被災者生活再建支援制度          | <a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/porta/36-1.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/porta/36-1.html</a>                                       | その他     | その他  | 東日本大震災（地震・津波）により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。<br>①基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）：最大100万円<br>②加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）：最大200万円<br>※①と②を合わせて最大300万円支給。<br>※上記金額は被災当時複数世帯の場合であり、単数世帯の支援金額は複数世帯の3/4となる。 | 地震又は津波により、震災当時居住していた住宅が<br>①全壊した世帯<br>②半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯<br>③長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯<br>④半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）<br>※被災状況については、被災元市町村が発行する罹災証明書による。  |
| 福島県              | 企画調整部            | 避難地域復興課      | 復興・帰還<br>支援担当 | 024-521-8436               | 福島県12市町村空き家改修等補助金    | <a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050a/fukushima12-izyuu-akiya.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050a/fukushima12-izyuu-akiya.html</a> | 空き家     | 補助金  | 【補助額】<br>改修：最大250万円（30万円までは自己負担）<br>片付けのみ：最大50万円（5万円までは自己負担）  | 【主な交付要件】<br>・令和8年4月1日以降に12市町村に転入（住民票を異動）した方<br>・12市町村に転入する直前に、連続して3年以上、12市町村外に居住していた方<br>・自らの意思で12市町村外から転入し、改修工事等を行った空き家に5年以上継続して居住することを誓約できる方<br>・平成23年3月11日時点で、12市町村外に居住していた方<br>・交付申請年度の2月末日までに改修工事等を完了すること<br>・改修工事や片付けを行う空き家には、居室のほか生活に必要な水廻りを備えていること<br>・改修工事や片付けを行う空き家が建築基準法等の関係法令に違反していないこと等<br>【補助対象経費】<br>・12市町村に所在する空き家を購入または賃借し、事業者に請け負わせて行う改修（増築、改築は除く）や片付け（残置物の撤去、運搬、処分、居室の清掃等）に要する経費 |
| 福島県              | 保健福祉部            | 児童家庭課        | 家庭・給付<br>担当   | 024-521-7176               | 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金      | <a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/bosi-fushi-kafu.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/bosi-fushi-kafu.html</a>                 | 住宅新築・取得 | その他  | 【貸付金】<br>○県からひとり親（母子家庭、父子家庭、寡婦）への貸付限度額は以下<br>・新築・購入 150万円<br>・補修・保全・改築又は増築 150万円<br>・災害等による増改築及び住宅建設・購入 200万円   | 【対象者】<br>・ひとり親（母子家庭、父子家庭、寡婦）<br>【対象経費】<br>・住宅の取得、補修・保全・改築又は増築に要する費用   |
| 社会福祉法人福島県社会福祉協議会 | 地域福祉部            | 自立支援課        | 生活支援室         | ご相談・お問合せは、お住まいの市町村社会福祉協議会へ | 生活福祉資金貸付制度（福祉資金 福祉費） | <a href="https://www.fukushimakenshakyo.or.jp/pages/195/">https://www.fukushimakenshakyo.or.jp/pages/195/</a>   | 住宅新築・取得 | 融資   | 低所得者世帯等に対して、日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用を貸付する。<br>【貸付上限額の目安】<br>住宅の増改築等に必要経費の場合：250万円   | 【対象世帯】<br>低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯<br>※高齢者世帯については「日常生活上、療養または介護を要する高齢者が属する世帯」に限る。<br>【対象経費】<br>住宅の増改築、補修および公営住宅の譲り受けに必要な経費<br>※すでに購入、発注、着工、支払い済みの経費は対象とならない。   |